市第 121 号議案

公園の指定管理者の指定

次のように公園の指定管理者を指定する。

平成22年2月16日提出

横浜市長 林 文 子

名称	指	定 管 理 者	指定の期間
	所 在 地	名 称	
平安公園(プー ル及び子供用プ ールに限る。) 及び岸谷公園(プール及び子供 用プールに限る 。)	東京都中央区日本橋蛎殻町2丁目13番9号	株式会社協栄 代表取締役 山田 賢治 社 長	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
入江町公園(プ ール及び子供用 プールに限る。)、白幡仲町公 園(子供用プー ルに限る。)及 び六角橋公園(プール及び子供 用プールに限る 。)	東京都中央区築地4丁目1番17号	株式会社オーエンス 代表取締役 社 長	同
元町公園 (プールに限る。)、 弘明寺公園 (プール及び子供用プールに限る。) 入び中村公園 (プール及び子供用プールに限る。)	東京都新宿区四谷1丁目1番地	丸誠・フクシ・エンタープラ イズグループ 代表者 株式会社丸誠 代表取締役 社 長	同

市第 121 号

野庭中央公園(
プール及び子供			
用プールに限る			
。)及び大坂下	同	同	同
公園(プール及			
び子供用プール			
に限る。)			
川辺公園(プー	東京都中央区築	株式会社オーエンス	
ル及び子供用プ	地4丁目1番17	代表取締役 大木 一雄	
ールに限る。)	号	社 長	
、大貫谷公園(
プール及び子供			
用プールに限る			同
。)及び鶴ケ峰			
本町公園(プー			
ル及び子供用プ			
ールに限る。)			
洋光台南公園(東京都中央区日	株式会社協栄	
プール及び子供	本橋蛎殼町2丁	代表取締役 山田 賢治	
用プールに限る	目13番9号	社 長 田田 貝伯	
。)、芦名橋公			
園(子供用プー			
ルに限る。)、			
磯子腰越公園(同
プール及び子供			
用プールに限る			
。)及び森町公			
園(プール及び			
子供用プールに			
限る。)			
富岡八幡公園(東京都中央区築	株式会社オーエンス	
プール及び子供	地4丁目1番17	代表取締役 大木 一雄	
用プールに限る	号	社長	同
。)			

菊名池公園(プールに限る。)及び綱島公園(プール及び子供用プールに限る。)	同	同	同
千草台公園プール及び子供用プールに限る。)、茅ケ崎公園(プールに限る。)及び山崎公園園(プール及び子供用プールに限る。)	同	同	同
桂山公園(こど	栄区上郷町1,17	特定非営利活動法人さかえ区	平成22年4月1日か
もログハウスに	3番地の5	民活動支援協会	ら平成23年3月31日
限る。)	- ду д у -	理事長 髙 山 晋 一	まで
しらゆり公園(東京都新宿区四	丸誠・フクシ・エンタープラ	平成22年4月1日か
プール及び子供	 谷1丁目1番地	イズグループ	ら平成27年3月31日
用プールに限る		代表者	まで
。)、上飯田西		株式会社丸誠	
公園(プール及		代表取締役 渋谷 正道	
び子供用プール		社 長 二	
に限る。)及び			
宮沢町第二公園			
(プール及び子			
供用プールに限			
る。)			

提案理由

平安公園等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条 の 2 第 6 項の規定により提案する。

参考

丸誠・フクシ・エンタープライズグループの構成員

1 東京都新宿区四谷1丁目1番地

株式会社丸誠

代表取締役 渋 谷 正 道

2 東京都江東区大島1丁目9番8号

株式会社フクシ・エンタープライズ

代表取締役 福 士 満社

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

- 第 244 条の 2 (第1項から第5項まで省略)
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは 、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければ ならない。

(第7項から第11項まで省略)